

犬山市障害者基幹相談支援センター運営業務委託 実施要領

本事業は、犬山市における障害者相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）第77条の2に規定する基幹相談支援センターを設置し、障害者の地域支援体制の構築を図り、障害者等が安心して地域で暮らすことを目指します。その事業を効率的に実施するため業務委託する事業者をプロポーザル方式により選定します。

本要領は、犬山市プロポーザル方式実施取扱要綱に基づき、本市が実施する「犬山市障害者基幹相談支援センター運営業務委託」について、受託者を選定する実施要領です。

1 プロポーザルの形式・参加要件

このプロポーザルは、指名型プロポーザルとし、次の要件を満たした事業者の中から犬山市入札契約審査委員会において選定（指名）します。

- (1)平成29年4月1日までに総合支援法第51条の19に規定する指定一般相談支援事業所又は同法第51条の20指定特定相談支援事業所の指定を受けている事業所を運営する法人であること。
- (2)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3)提案書の提出期限において、犬山市の契約に係る指名停止要領（平成14年4月1日施行）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4)国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申し立てをしていない者であること。
- (6)犬山市内に本店若しくは入札・契約締結権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
- (7)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 委託業務の概要

(1)業務名

犬山市障害者基幹相談支援センター運営業務委託

(2)業務の内容

別紙1「犬山市障害者基幹相談支援センター運営業務委託仕様書」のとおり

(3)設置場所

犬山市役所健康福祉部福祉課内（犬山市大字犬山字東畑36番地）

(4)業務委託期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで（3年間）とし、犬山市障害者基幹相談支

援センター運營業務に係る予算の計上を前提として、受託者と本市の間で業務に係る委託契約（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）を締結します。

※委託期間終了の際は、新規受託者へ必要な情報を提供し、指定した期間内に引継ぎを行うこととします。

(5) 委託上限額（平成30・31・32年度の総金額）

金59,121,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。また、受託者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様を定め、見積書の提出を求めます。

(6) スケジュール

項目	日程等
指名通知	平成30年 1月 5日(金)
提案関係書類提出依頼	平成30年 1月 5日(金)
質問書の提出期限	平成30年 1月15日(月)正午まで
質問に対する回答期限	平成30年 1月19日(金)正午まで
提出意思確認書の提出期限	平成30年 1月22日(月)午後5時15分まで
提案書の提出期限	平成30年 1月29日(月)正午まで
プレゼンテーション・ヒアリング	平成30年 2月 6日(火)午前9時30分
審査委員会	平成30年 2月 6日(火)
結果通知及び公表	平成30年2月中旬

3 提案手続き等

(1) 書類提出先及び問合せ先

犬山市健康福祉部福祉課障害者担当

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36

電話 0568-44-0321(ダイヤル) FAX 0568-44-0364

E-mail 030100@city.inuyama.lg.jp

(2) 指名の通知・公表

犬山市入札契約審査委員会において選定（指名）された事業者に郵送にて通知します。なお、このプロポーザルに関する情報（指名・評価基準を除く）は、原則として市ホームページで公表されます。

①通知日

平成30年1月5日（金）

②配布資料

ア 提案関係書類提出依頼書

イ 犬山市障害者基幹相談支援センター運營業務委託 実施要領

ウ 犬山市障害者基幹相談支援センター運營業務委託仕様書

エ 提出意思確認書（様式1）

(3) 提出意思確認書の受付

通知を受けた事業者の方は、提出意思確認書（様式1）に必要事項を記入・押印のうえ、期日までに提出してください。

① 提出期限

平成30年1月22日(月)午後5時15分まで(必着)

② 提出書類

提出意思確認書(様式1)

③ 提出方法

持参または郵送

※持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とします。

④ 提出先

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36

犬山市健康福祉部福祉課障害者担当

(4) 質問の受付・回答

提案に関して質問がある場合は、質問書（様式2）を作成し、期日までに提出してください。提出がない場合は質問がないものとして取扱います。

① 受付期間

平成30年1月9日(火)午前8時30分から

平成30年1月15日(月)正午まで(必着)の市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までを受付時間とします。

② 提出方法

質問は質問書(様式2)に記載のうえ、持参又は電子メールにて提出してください。

※電子メールの場合、「犬山市障害者基幹相談支援センター運營業務委託 質問」とし、下記アドレスへ送信し、送信後に担当へ確認の電話を入れてください。

E-mail : 030100@city.inuyama.lg.jp 担当課：福祉課障害者担当

③ 回答最終日時

平成30年1月19日(金)正午まで

④ 回答方法

回答内容は、電子メールにて回答します。ただし、質問内容が提出者独自の提案に関わると判断されるものについては、当該提出者のみに回答します。

※質問書を持参した場合でも回答は電子メールで行いますので、必ずメールアドレスを記載してください。

(5) 参加辞退

提出意思確認書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式5）を提出してください。

なお、辞退により今後の本市の事業において不利益な扱いを受けることはありません。

4 提案書の提出

(1) 提出期限

平成30年1月29日(月)正午(必着)

(2) 提出方法

電話で事前確認のうえ、犬山市健康福祉部福祉課に持参してください。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時まで、土曜日、日曜日、祝日を除く)。

やむを得ず郵送する場合は、書留郵便または簡易書留郵便とし、「提案書在中」と朱書きしてください。

(3) 提出書類

ア 提案書(様式3)

※提案関係書類は、審査基準の内容に基づき作成し、様式はA4縦判10頁以内とします。

※相談支援(一般、機能強化等)に関する運営実績がある場合は、委託契約書、仕様書、業務実績報告書等実績がわかるものの写しを添付してください。

イ 業務従事者関係(様式4)

- ・専門的職員の職歴又は経歴書(略歴書)
- ・「社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、介護支援専門員等の資格証の写し」、「相談支援従事者研修修了書の写し」

ウ 法人決算書類(26年度から28年度分まで)

貸借対照表、資金収支計算書、事業活動収支計算書等

エ 参考見積書(様式は自由)

契約期間の総金額(平成30・31・32年度)及び平成30年度の見積金額(税込)を記載すること。

※平成30年度分は、19,967,000円(税込)以下、平成31・32年度分は、19,577,000円(税込)以下で作成すること。本契約に基づく契約金額に係る取引に係る消費税及び地方消費税は、各業務年度内に犬山市へ請求書の発行時において適用される消費税率により計算します。

(4) 提出部数

13部 ※正本1部、副本(正本の複写)12部

5 提案書等作成上の注意

(1) 提出書類が次のいずれかに該当する場合には無効となることがあるので留意してください。

- ・提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ・虚偽の内容が記載されているもの。

(2) 提出書類に係る経費は、企画提案を行う法人の負担とします。

(3) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めません。

(4) 提出書類は返却しません。

(5) 提案書等は、本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合、犬山市情報公開条例に基づき開示します。公開されることにより、事業者が不利益を被るおそれのある情報については、

極力含まないように留意し、当該情報が含まれている場合は、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じてください。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の提出後、企画提案に係るプレゼンテーション及び犬山市プロポーザル審査委員会のヒアリングを実施します。

①日時・場所

日 時：平成30年2月6日(火) 午前9時30分

場 所：犬山市役所 401会議室

- ② プレゼンテーション及びヒアリングへの出席者は3名以内とし、当該委託事業の管理者となることを予定している者も必ず出席してください。
- ③ プレゼンテーションは事前に提出された提案書で行うこととし、パソコンの使用は不可とします。
- ④ プレゼンテーションは、提案者ごとに20分以内で行います。プレゼンテーション終了後必要に応じ適宜ヒアリングを行います。
- ⑤ プレゼンテーションは、提案書の受付順に行います。
- ⑥ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、採点を行いません。
- ⑦ プレゼンテーション及びヒアリング出席にかかる費用は全て提案者の負担とします。

7 評価・選定

選定にあたっては犬山市プロポーザル審査委員会を設置し、同委員会が提案書等提出書類の内容を評価、採点し最も評価の高い提案者を選定した後、市長が最終的な決定をします。

- ① 配点は、重要度に応じ項目ごとに配点を行います。評価項目は、別紙2のとおりです。
- ② 評価委員会の採点にて、合計点が満点の7割に満たなかった場合は、提案者が1事業者又は、最高点の事業者であっても再度募集、選定を行うものとします。
- ③ 同点の事業者があった場合には、実施要領 別紙2「審査基準」のうち、2. 事業計画の(2)実施方法等の合計点が最も高い事業者を選定します。再同点の場合は、同項目の(1)実施体制等の合計点で選定し、更に再同点の場合は、職員の配置・確保対策の合計点で選定します。
- ④ 審査委員会は非公開とし、評価結果については後日通知します。

8 プロポーザルの審査基準

プロポーザルは以下の審査基準に基づき評価し、審査基準の項目毎の点数を合計し、総合得点により順位を決定します。なお、審査基準の項目について、提案書に記載のない項目は評価対象外とします。

(1)法人に関する事項

- ・運営理念について
- ・相談支援に関する運営実績等について

- ・経営の健全性・安定性

(2) 事業に関する事項

- ・基本方針について
- ・業務計画・業務目標について
- ・職員の配置・確保対策
- ・相談員の資質向上対策等
- ・業務時間外における緊急時の体制
- ・苦情解決体制
- ・個人情報保護のための方策・マニュアル
- ・総合的・専門的な相談支援の実施
- ・地域の相談支援体制の強化の取組
- ・地域移行・地域定着促進の取組
- ・権利擁護・虐待防止の取組
- ・障害者自立支援協議会の運営
- ・一般的な相談支援

(3) 独自提案に関する事項

- ・独自提案の事業について

(4) 事業経費に関する評価

- ・事業費の積算内訳について

9 提案者の失格

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、審査委員会の委員長が失格であると認めた場合

10 結果通知

審査結果を2月中旬に書面にて通知します。

11 契約及び支払に関する事項

(1) 契約方法

犬山市長は、プロポーザルの最優秀提案者を優先候補とし契約交渉を行い、地方自治施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を締結します。

なお、最優秀候補者と契約に至らなかった場合は、次順位の候補者から順に契約交渉を行います。

(2) 委託上限額(契約期間の総金額(平成30・31・32年度))

金59,121,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。また、受託者の決定後、提案内容に基づき、改めて仕様を定め、

見積書の提出を求めます。

(3) 契約締結

契約仕様内容等を協議のうえ、平成30年3月1日付けで業務委託契約を締結します。

問合せ先

犬山市健康福祉部福祉課障害者担当

〒484-8501 愛知県犬山市大字犬山字東畑36

電話 0568-44-0321 (ダイヤル) FAX 0568-44-0364

E-mail 030100@city.inuyama.lg.jp